○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

公

…………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○建築基準法による道路位置の指定……………

告

目

次

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……

同

 $\overset{\smile}{:}$

なお、

関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和五年二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名

取

伸

明

1

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



行 東京都

路の種類 指定に係る道

指定年月日

路の位置指定に係る道

路の延長及び指定に係る道 幅員(単位メ |トル)

三

設置者名 店舗所在地 店舗名

京浜急行電鉄株式会社

大田区大森北六丁目十三番十一

号

京急ストア平和島店

沢字森ノ根四 延 三 長 四

各一部、同番 及び同番五の 百五十七番四

七並びに同番

に同番十 の各一部並び 八及び同番九 道路

月二十日 令和五年

あきる野市平

発

第一項第五号 法第四十二条 の規定による

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 同条第三項において 以下

<u>+</u>

縦覧期間

その届出及び添付書類を縦覧に供する

なお、法第八条第二項の規定に基づき、

意見を述べよう

十三

縦覧時間

にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所 とする者は、 あっては所在地)三意見を述べる理由」 意見の内容を記載した書面に「一氏名] を記載した書面を (団体に 団体

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、

次のと

法

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下

●東京都告示第百二十二号

告

示

おり道路の位置を指定した。

号 働局商工部地域産業振興課 に到着するよう提出してください (新宿区西新宿二丁目八番一 添えて、令和五年二月十三日から四月以内に東京都産業労

令和五年二月十三日

東京都知事 小 池 百 合

子

る

Ŧi.

変更前の設置者住

港区高輪二丁目

一十番二十号

番八号神奈川県横浜市西区高島一丁目

兀

設置者住所

<u>:</u>

七 六 変更後の設置者住 代表者名 変更前の設置者の

番八号神奈川県横浜市西区高島一丁目

八 代表者名 変更後の設置者の

Ш

俣

幸宏

石渡

恒夫

九 変更日

令和五年一月三十日

令和四年四月

日

ほか

十 届出日

+ 縦覧場所

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 号

日に関する条例(平成元年東京都十三日まで。ただし、東京都の休令和五年二月十三日から同年六月 条例第十号)に定める休日を除く

午前九時三十分から午後四時三十 時までを除く。 分まで。ただし、 正午から午後

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に

ついて

があったので、 条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出 大規模小売店舗立地法 同条第六項の規定により次のとおり公告す (平成十年法律第九十一号) 第六 \triangleright

,	(第17757号)	東	京	都	公	報	令和5年2月13日		目)	2
							三 設置者名 ル以下となる日 を	二 店舗所在地		令和五年二月十三日
							令和三年七月十三日	大田区大森北六丁目十三番十一号京急ストア平和島店	東京都知事 小 池 百合子	三日
電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵163- 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 種-8001 東										
郵163-8001 年 一 (郵送料を含む。) 日 日 日 日 日 日 日 日 日										
電話 〇三(三八一二)東京都文京区白山一丁勝 美 印 刷 株										
五二〇一(代) 郵便番号113-0001										